

大阪工業大学情報科学部同窓会 北山会会則

第1章 名称

第1条 本会は、大阪工業大学情報科学部同窓会を北山会と称し、庶務を枚方キャンパス情報科学部に置く。

第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、大阪工業大学情報科学部の発展向上に寄与することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 集会及び講演会の開催
2. 会員名簿の発行
3. その他

第3章 組織

第4条 本会の会員は大阪工業大学情報科学部の卒業生、同大学院情報科学専攻の修了生並びに同学部の専任教員（但し、退職者を含む）を以って組織する。

第4章 役員

第5条 本会には次の役員を置く。

1. 役員
会長 1名
副会長 2名（但し、原則として学外1名、学内1名とする。）
会計 2名
庶務 若干名
2. 幹事 各年度卒業生より1名以上
3. 会計監査 2名

第6条 本会の役員及び委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。また、会務を正確に記録し、運営の資料とする。
3. 会計は金銭の出納を司り、収支決算を総会に報告する。
4. 会計監査は金銭の出納を厳正に監査する。
5. 幹事は会務の企画・運営に当たると共に、会員相互の連絡を図り、会務の推進を図る。

第 7 条 役員の選出は次の通りとする。

1. 役員及び会計監査は総会において選出し、原則として任期を 2 年とする。但し、再選を妨げない。
2. 幹事は各卒業年度より選出し、任期を 2 年とする。但し、再任を妨げない。
3. 顧問は会員が総会に推薦し、承認を得ることで置くことができる。

第 5 章 集 会

第 8 条 本会の運営は総会、役員会、幹事会で協議する。

第 9 条 定時総会は原則として 2 年毎に開き、次の事項を行う。

1. 役員及び会計監査の選出
2. 会務の報告
3. 予算決算等会計報告とその承認
4. その他

第 10 条 臨時総会は必要ある時または会員の要請に基づき会長が開催することができる。

第 11 条 役員会、幹事会は随時必要ある時に会長が召集し、会長の諮問に応ずる。

第 12 条 本会の決議は出席人数の過半数を以って決する。

第 6 章 会 計

第 13 条 本会の会計は終身会費（2,000 円）の会費と寄付を以ってこれに充てる。

但し、この金額に対して 5 年毎に再審議の機会を設け、特別の事態の生じた時には役員会より特別審議として提出し、審議の機会を設ける。

第 14 条 本会の会計は毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月末に終わる。

第 7 章 附 則

第 15 条 本会則の変更は総会の決議による。

第 16 条 本会則は平成 17 年 11 月 3 日より発効する。